

北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物の処理スケジュール

- 北九州、大阪、豊田事業エリアについては、PCB特措法に基づき届け出られている高濃度PCB廃棄物の処理を完了できる見込みが立っていることから、令和5年度末までに終了する予定
- 確実に大阪事業エリアの高濃度PCB廃棄物を処理できるよう、高濃度PCB廃棄物の掘り起こし事例の周知や、JESCO営業課及び地方自治体と連携した立入り検査、行政指導などを着実に実施。

(1) 変圧器・コンデンサー等

事業エリア	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大阪	契約期間								
	搬入期間								
北九州 (広域処理)					集中搬入期間				
豊田	契約期間①				契約期間②				
	搬入期間①					搬入期間②			

事業終了

(2) 安定器・汚染物等

事業エリア	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北九州 大阪 豊田	契約期間①				契約期間②				
	搬入期間①					搬入期間②			

事業終了

- 北九州・大阪・豊田事業対象地域におけるPCB廃棄物に関する処分委託契約の期限について、令和4年度末から令和5年にかけて以下のとおり事務連絡を発出し、期限の周知を行った。

北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（安定器及び汚染物等）に関する処分委託契約等の期限について（令和5年3月31日、事務連絡）の概要

- ①既に存在が発覚しているものや今後早期に存在が発覚したものについては、「処分委託契約の期限：令和5年8月末」「搬入期限：令和5年10月15日」とする。
- ②新規に存在が発覚したものなど、何らかの事情でやむを得ず①のスケジュールに間に合わないものについては、「処分委託契約の期限：令和5年12月末」「搬入期限：令和6年1月末」とする。

豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（変圧器・コンデンサー等）に関する処分委託契約等の期限について（令和5年7月5日、事務連絡）の概要

- ①既に存在が発覚しているものや今後早期に存在が発覚したものについては、「処分委託契約の期限：令和5年8月末」「搬入期限：令和5年9月末」とする。
- ②新規に存在が発覚したものなど、何らかの事情でやむを得ず①のスケジュールに間に合わないものについては、「処分委託契約の期限：令和5年12月末」「搬入期限：令和6年1月末」とする。

大阪事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（変圧器・コンデンサー等）に関する処分委託契約等の期限について（令和5年8月1日、事務連絡）の概要

既に存在が発覚している変圧器・コンデンサー等に加え、今後新規で発見される変圧器・コンデンサー等を含めて、「処分委託契約の期限：令和5年12月末」「搬入期限：令和6年1月末」とする。

北九州事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（変圧器・コンデンサー等）の処理について（令和5年8月1日、通知）の概要

初回の集中搬入期間に搬入が完了しなかった期限後物及び当該期間終了後に発見された期限後物は、令和5年11月から12月までの間に集中搬入期間を設定し、JESCO 大阪 PCB 処理事業所で処理を行うこととする。
当該集中搬入期間内での搬入を確実にを行うため、JESCOとの処分委託契約の期限は、令和5年10月末とする。

事業終了準備期間を活用した処理の終了に向けた行政処分等の対応について

(北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度PCB安定器・汚染物等)



- 北九州・大阪・豊田事業対象地域における安定器及び汚染物の処理事業を令和5年度末で終了するため、行政処分等の対応について整理を行い、対象地域の自治体関係者に周知した。

北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(安定器及び汚染物等)の事業終了準備期間を活用した処理の終了に向けた行政処分等の対応について(令和5年5月9日、通知)の概要

1. 行政処分等の対応について

- ・現時点で未処理の安定器及び汚染物等並びに今後新規に発覚した安定器及び汚染物等について、現時点で意向確認が行われていないものについては、速やかに保管事業者に接触し、処理の意向確認を行う。
- ・処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても、一定日数内に処分委託契約及び収集運搬契約の締結に至らなかった場合は、代執行の実施に向けた手続を開始。なお、保管事業者が存在しない又はただし、保管事業者が瑕疵がなく処分委託契約及び収集運搬契約の締結に至るまでに時間を要する見込みの事案については、個別の事情に応じて具体的な日数を設定して差し支えない。
- ・不明の事案については、代執行の開始に向けた手続を開始。
- ・行政代執行の実施に当たっては、可能な限り令和5年8月末までに、やむを得ない場合であっても令和5年12月末までに、確実にJESCOとの処分委託契約を締結できるよう、対応いただきたい。
- ・今後新規に事案が発覚した場合に備えて、新規発覚後の対応をシミュレーションし、必要な予算措置の検討をお願いしたい。

2. 地方環境事務所等への情報共有について

- ・現時点でJESCOへの登録が完了していない安定器及び汚染物等のうち、地方環境事務所及びJESCOへの情報提供がなされていない事案については、速やかにJESCOへの情報提供を行うとともに、必要に応じて地方環境事務所に情報提供する。今後新規に発覚したものについても同様。
- ・JESCOへの登録が完了した安定器及び汚染物等についても、地方環境事務所及びJESCOと適宜情報共有し、一定日数内に処分委託契約及び収集運搬契約が締結しているかを確認し、確実に処理手続が進捗していることを確認する。

3. 事業終了準備期間を活用した処理の終了に向けた対応について

- ・事業終了準備期間を活用した処理の終了後は、JESCO北九州事業所において高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である安定器及び汚染物等の処理は行えない。
- ・処理の終了後に高濃度PCB廃棄物である安定器及び汚染物等が発見されることのないよう、発見事例等も参照しつつ、管内の高濃度PCB廃棄物の保管事業者への指導及び関係者へ適切な助言の徹底についてお願いしたい。
- ・各府県市においても広報誌やホームページ等での周知が可能であれば、周知をお願いしたい。

令和5年度末に向けた行政処分等の実施状況（令和5年9月末時点）



地方環境事務所	変圧器・コンデンサー	安定器・汚染物
九州	北九州事業エリア H30 2件 2台 R4 1件 1台 R5 1件 1台	北九州事業エリア R3 1件 11台 0.04t R4 0件 0t R5 1件 0.0t
中国・四国	北九州事業エリア H30 9件 101台 R4 3件 5台 R5 4件 6台	北九州事業エリア R3 3件 0.213t R4 0件 0t R5 1件 0.13t
近畿	大阪事業エリア R3 7件 9台 R4 1件 1台 R5 0件 0台	北九州事業エリア R3 1件 R4 0件 0t R5 1件 0.03t
中部	豊田事業エリア R4 16件 26台 R5 6件 13台 北海道事業エリア R4 3件 6台	北九州事業エリア R3 3件 0.04t R4 0件 0t R5 1件 0.8t 北海道事業エリア R5 2件 0.1t